

各府立学校長 様

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症に係る人権教育について

学校における人権教育については、従前から、教育活動全体に人権教育を適切に位置づけ、人権に配慮した教育活動に努めるとともに一人一人を大切にされた教育を推進していただいているところですが、今般、新型コロナウイルス感染症が国内で拡大している中、下記の点に留意し、再度、人権に十分配慮した行動をするよう、所属教職員、児童生徒に対し指導を徹底してください。

記

- 1 教職員が新型コロナウイルス感染症について正しい認識を持つとともに、基本的な感染症対策を含めた対応について共通理解を深めるよう努めること。
- 2 児童生徒に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を元に、発達段階に応じた指導を行うこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症等に係る偏見、いじめ、差別等が生じないように指導するとともに、児童生徒等の人権に十分配慮すること。

(参考)

- 京都府教育委員会ホームページ

【お知らせ】新型コロナウイルス感染症への対応について

[http://www.kyoto-be.ne.jp/soumu/cms/?page\\_id=845](http://www.kyoto-be.ne.jp/soumu/cms/?page_id=845)

- 公益財団法人 日本学校保健会 「学校保健」ポータルサイト  
学校において予防すべき感染症の解説<平成30年3月発行>

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>

|     |              |
|-----|--------------|
| 担 当 | 学校教育課人権教育室   |
| 電 話 | 075-414-5822 |